

役員等の報酬等に関する規程

(目的)
第1条 本規則は、社会福祉法人陽光福祉会(以下「法人」という。)の定款第21条の規定に基づき、役員等の報酬及び費用弁償に関し必要事項を定めることを目的とする

(役員等)
第2条 この規程において、役員等とは、理事及び監事をいう。

(報酬等の支給)
第3条 役員等には、勤務形態に応じて次のとおり報酬を支給する。
(1).常勤役員等については、報酬を支給する。
(2).非常勤役員等については、報酬を支給しないこととし、法人業務を行う場合には、「評議員及び役員弁償規程」に定められた額(別表1)を旅費交通費として支給する。ただし、旅費交通費の実費が定められた額を超える場合には、「旅費規程」に基づき、旅費を支払うことができる。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)
第4条 常勤役員等に対する報酬の額は、別表2で定めるとおりとする。
2. 常勤役員等が職務のため出張したときは、別に定める「旅費規程」に基づき旅費を支給する。

(報酬等の支給方法)
第5条 常勤役員等に対する報酬額等の支給時期は、毎月月末日とする。ただし、その日が休日にあたるときは、「給与規程」第15条に準じた日とする。
2. 報酬等は、通貨をもって本人に支給する。ただし、本人の指定する本人名義の金融機関口座に振り込むものとする。
3. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(公表)
第6条 本会は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第1項第2項に定める報酬等の支給基準として公表するものとする。

(改廃)
第7条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)
第8条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定めるものとする。

(附則) この規程は平成30年 3月 17日より施行する。

(別紙 1) 「評議員及び役員弁償規程」に定められた支給基準

【旅費交通費】

(1) 費用弁償をする業務と金額

項目	金額	費用弁償をする業務
評議員	5,000円	評議員会、理事会、監事による定期監査又は臨時監査
理事	5,000円	行政機関による監査立ち合い、役員の研修会、施設視察
監事	5,000円	借入金の申請及び返済に伴う業務、その他理事長が必要とした業務

「評議員選任解任委員会運営細則」に定められた支給基準

【旅費交通費】

(1) 委員会開催に伴う支給基準

項目	金額	費用弁償をする業務
外部委員	5,000円	出席をもって支給する。
監事	5,000円	前項の費用弁償をする業務と重複支給はしない。
事務局員	5,000円	職員としての残業手当・休日出勤手当と重複支給はしない。

(別紙 2) 常勤役員等の報酬

【役員報酬】

項目	常勤役員等の支給基準
理事長	年間報酬額 5百万円を上限とする。
常勤理事	年間報酬額 5百万円を上限とする。